公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

JDSF会員サービスセンター　御中

資格回復申請書

このたび、資格喪失状態の資格を回復いたしたく、資格回復申請事務手数料の納入の写しを添付して申請いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請日 | 西暦　　　 年　　　月　　　日 |  |
| ﾌ ﾘ ｶ ﾞﾅ |  | 登録番号 | 会員番号 | 組 織 ｺｰﾄﾞ |
| 氏　名 |  | 印 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 現住所 | 〒　 |
| 電話番号 |  | 携帯番号 |  |

資格回復したい該当資格にレ点( ☑ )

|  |  |
| --- | --- |
| 資格回復希望 | □ 選　手　　※選手は持ち級の回復となります。□　指導員　 以下、回復したい指導員資格の種類を全て◯で囲んでください。なお、資格回復事務手数料は指導員資格を複数所持していても1資格分となります。(　　一般　　　甲種特定指導員　　ジュニア指導員　)　□　審判員 |

|  |  |
| --- | --- |
| ●資格回復申請手続きの流れ・当申請用紙に必要事項を記入の上、事務手数料を指定の金融口座に振込後、所属団体(都道府県連盟等)にご提出ください。　事務手数料　 2,000円　× 回復資格分・所属団体担当者は申請書を取りまとめ、ＪＤＳＦ本部 会員サービスセンター宛に所定の期日迄に提出のこと。　　　　　　受付期間(猶予期間)　毎年4月1日～6月30日提出期限： ６月30日必着・資格回復処理は資格回復申請書の事務手数料の納入と未納分の資格登録料の納入をもって資格回復となります。●注意事項資格喪失状態から3か月間は資格回復が可能な猶予期間となります。しかし、必要なお手続きがされないまま猶予期間を過ぎてしまった場合、特例が認められない限り、資格は完全失効となり再取得する必要があります。 | 郵便払込金受領証あるいはその写しをここに貼付してください郵便払込取扱票の通信欄に必ず「資格回復申請料」と明記して下さい。※送金手数料は申請者負担です●振込先：【振込先】 ゆうちょ銀行(9900)　０一九(ｾﾞﾛｲﾁｷｭｳ)店　当座預金：0759560【郵便振替】口座番号：00110-1-759560口座名義人：ＪＤＳＦ登録管理部 |

提出先所属団体　担当者記入欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属団体名 | 担当者名 | JDSF本部提出日 |
|  |  | 西暦　　　　年　　　　月　　　日 |

JDSF本部処理欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付日 | 受付番号 | JDSF本部承認可否 | 備　考(資格回復日等) |
| 西暦　　　　年　　　　月　　　日 |  |  |  |